

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴

くさの まさき
草野 真樹

Discussion Paper No. 2010-J-12

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴

くさの まさき
草野 真樹*

要 旨

本稿は、金融資産の減損処理を巡る動向を明らかにしたうえで、その特徴について検討するものである。まず、現行基準である国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識と測定」における減損処理を概説し、その基本的な考え方として、償却原価で測定される満期保有目的投資および貸付金については投資期間内における配分計画の修正、公正価値で測定され評価差額がその他の包括利益に計上される売却可能金融資産については評価の修正と捉え得ること、いずれも減損の客観的証拠がある場合に減損損失が認識されること（発生損失モデル）などを指摘する。さらに、近年の金融危機に関連して批判されている、減損処理と景気循環増幅効果（procyclicality）との関係について検討する。そのうえで、2009年11月に国際会計基準審議会（IASB）より公表された公開草案「金融商品：償却原価と減損」について検討し、その特徴として、公開草案ではIAS第39号と比べて償却原価の概念が変化していること、提案されている減損処理（予測損失モデル）は、金融の安定性または景気循環増幅効果抑制の観点で一定の効果が期待される一方で、景気連動抑制効果（countercyclicality）がもたらされるかは必ずしも明らかでないことなどを指摘する。最後に、今後の課題として、会計の利益計算の目的に照らした公開草案の検討などを指摘している。

キーワード：金融資産の減損、発生損失モデル、予測損失モデル、景気循環増幅効果、償却原価法

JEL classification: M41

* 京都大学大学院経済学研究科准教授（E-mail: kusano@econ.kyoto-u.ac.jp）

本稿は、2009年12月16日に開催された日本銀行金融研究所セミナーでの報告を基に作成したものである。本稿を作成するに当たり、日本銀行金融研究所会計研究担当の各氏より多大なる協力を得た。ここに記して深く感謝申し上げます。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者個人に属する。

目 次

1 . はじめに	1
2 . 現行の金融資産の減損処理	3
(1) 満期保有目的投資と貸付金の減損処理	4
(2) 売却可能金融資産の減損処理	4
(3) 小括	6
3 . 減損処理と景気循環増幅効果	6
(1) 景気循環増幅効果	7
(2) 減損処理と景気循環増幅効果	8
4 . 公開草案の概要とその特徴	10
(1) 公開草案の概要	10
(2) 公開草案の特徴	12
5 . おわりに	16
【参考資料 1】減損処理のアプローチの比較	17
【参考資料 2】予測損失モデルの計算例	18
【参考文献】	22

1. はじめに

近年、国際会計基準審議会 (IASB) と米国の財務会計基準審議会 (FASB) は、「公正価値測定に優先権を与える」(Benson, Bromwich and Wagenhofer [2006] p.172) 方向で会計基準のコンバージェンスを推進してきた。こうした公正価値測定を重視する動きの典型的な事例として、金融商品の会計処理が挙げられるであろう。

IASB と FASB は、「すべての金融商品が公正価値で測定され、実現利益と未実現利益が発生期間に〔利益として〕認識されること」(IASB [2005] p. 5) を長期的な目標と掲げ、金融商品の全面公正価値会計を目指し審議を進めてきた。例えば、IASB が 2008 年 3 月に公表した討議資料「金融商品の報告における複雑性の軽減」(IASB [2008]) でも、IASB と FASB が要求する「金融商品を測定する多くの方法は、今日の〔金融商品会計を巡る〕複雑性の主要な理由の 1 つである」(IASB [2008] par. BD2) とし、「そのような測定関連の問題に対処する長期的な解決策は〔……〕全種類の金融商品を同一の方法で測定すること」(par. IN5) であり、なかでも「公正価値は、全種類の金融商品にとって適切な唯一の測定基準である」(par. IN5) と指摘している¹。

ところが、サブプライム・ローン問題を起因とする金融危機が深刻化する中で、公正価値会計は、流動性の欠如 (illiquidity) と景気循環増幅効果 (procyclicality) の観点から批判に晒され (Ryan [2008a] p. 1, Véron [2008] p. 63) 「公正価値会計にサブプライム危機の罪の責任を負わせる」(Ryan [2008b] pp. 1607, 1633) 動きが出てきた²。そうした状況のなかで、金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum: FSF)³ は、2009 年 4 月に「金融システムにおける景気循環増幅効果への対

¹ FASB も、2008 年 3 月に IASB [2008] と同じ表題の意見聴取「金融商品の報告における複雑性の軽減」(FASB [2008]) を公表したが、これは IASB との共同によるものではないと明記している (ただし、付録に IASB [2008] が添付されている)。FASB は、その理由として、現在、FASB ではヘッジ会計について審議しており、2008 年半ばに公開草案の公表を予定していること (実際、2008 年 6 月に公開草案「ヘッジ活動の会計」を公表した) 両審議会の間で公正価値の定義が完全に同一ではないことを挙げている (FASB [2008] pars. 8-12)。なお、金融商品の公正価値会計の動向については、草野 [2008] を参照されたい。

² 公正価値会計と金融危機との関係について、2 つの異なる見解がある (Laux and Leuz [2009a], Magnan [2009])。1 つは、公正価値会計が金融危機に実質的な役割を果たしたという見解である。すなわち、公正価値会計が流動性のデススパイラルの引き金を引いたために、金融危機が引き起こされ、深刻化したという見解である (例えば ABA [2008], Wallison [2008])。いま 1 つは、公正価値会計は、金融危機に実質的な役割を果たしていないという見解である (例えば SEC [2008], Laux and Leuz [2009b])。むしろ、公正価値が自己資本比率規制や (担保やマージンの要求、ヘアカットなどの) 私的な契約と結び付き、金融危機が進行したという見解である (例えば Ball [2008], Véron [2008])。現在、公正価値会計と金融危機との関係について、実証研究が進められている (例えば Khan [2009], Amel-Zadeh and Meeks [2009])。

³ FSF は、国際的な金融システムの安定化を促進するために、7 개국蔵相・中央銀行総裁会議 (G7)

応に関する金融安定化フォーラム報告書」(FSF [2009b]) を公表し、「会計基準設定機関〔……〕は、公正価値会計と潜在的に関連する負の原動力 (adverse dynamics) を弱めるために、関連する〔会計〕基準の可能な変更を検討すべきである」(p. 26) と勧告した⁴。

このように、近年の金融危機は、IASB と FASB が推し進めてきた金融商品の全面公正価値会計の動向に大きな影響を与えている⁵。金融資産の減損処理を巡る動向も、その一例として挙げられよう。すなわち、金融資産の減損処理については、金融商品の全面公正価値会計を採用すれば論じる必要はないとして、これまでは IASB と FASB のコンバージェンス項目としても取り上げられてこなかった。しかし、今後、全面公正価値会計ではなく、混合属性会計を改善するという方向に進むのであれば、減損会計についても別途検討しなければならないことになる。この点、FSF の上記報告書でも、「FASB と IASB は、幅広く利用可能な信用情報を含む〔減損損失または〕貸倒損失を認識・測定する代替アプローチを、〔公正価値モデル、予測損失モデル (expected loss model) および動的引当金 (dynamic provisioning) も含めて〕分析することによって、〔現行の〕発生損失モデル (incurred loss model) を再検討すべきである」(FSF [2009b] p. 20) との勧告がなされた。

かかる勧告を受けて、IASB は、2009 年 5 月以降、金融商品の分類・測定、金融資産の減損、ヘッジ会計の 3 つのフェーズに分けて、金融商品に係る会計基準の改訂作業に取り組んでいる。金融商品の分類・測定のうち金融資産については、同年 11 月に国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号「金融商品」として基準化された。そこでは、

金融資産は、公正価値で測定されるものと償却原価で測定されるものの 2 つに分類されること (IFRS 9, par.4.1) 償却原価で測定される金融資産に分類されるためには、(a) 金融資産の保有目的が契約上のキャッシュ・フローを受け取ることビジネス・モデルとすること、(b) 金融資産の契約条件が元本と利息の支払いのみでキャッシュ・フローを受領することという 2 つの条件を満たす必要があること (IFRS 9,

によって 1999 年に創設された。当該メンバーのなかに IASB も含まれている。なお、FSF は、2009 年 4 月に金融安定化理事会 (Financial Stability Board: FSB) へと改組された。

⁴ これに先立ち、FSF は、2008 年 4 月に「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」(FSF [2008a]) を、また同年 10 月に「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書：実施に関する追跡調査」(FSF [2008b]) を公表し、IASB に対して、オフバランスシート事業体の会計基準や開示基準の改善と評価基準の強化を勧告した。

⁵ なお、IASB は、金融危機から生じる財務報告の問題に対処するために、2008 年 10 月、FASB とともに金融危機諮問グループ (Financial Crisis Advisory Group: FCAG) を立ち上げた。FCAG は、2009 年 7 月に「金融危機諮問グループ報告書」(FCAG [2009]) を公表し、「概念的かつまたは実務的理由のために、損益を通じた全面的な公正価値モデル (full fair value-through-earnings model) よりも、単純化した混合属性モデル (simplified mixed attribute model) が望ましい」(p. 5) と指摘している。

par.4.2) が規定された⁶。そして、同基準で要請される償却原価の具体的な測定方法と金融資産の減損を扱うものとして、同年 11 月、公開草案「金融商品：償却原価と減損」(IASB [2009c]) が公表された。そこでは、後述するように、現行の発生損失モデルに代わり、予測損失モデルに基づく金融資産の減損処理が提案されている。

本稿の目的は、こうした金融資産の減損処理を巡る動向を明らかにしたうえで、その特徴について検討することである。本稿の構成は、次のとおりである。まず 2 節では、現行基準である IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」における金融資産の減損処理を概観したうえで、減損処理の基本的な考え方を明らかにする。次に 3 節では、景気循環増幅効果について概説したうえで、減損処理と景気循環増幅効果の関係について検討する。さらに 4 節において、公開草案「金融商品：償却原価と減損」の内容を説明し、そこで提案される会計処理の特徴を明らかにする。最後に 5 節で、今後の課題に言及しつつ、本稿を締め括る。

2．現行の金融資産の減損処理

IAS 第 39 号は、金融資産を、損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産、満期保有目的投資、貸付金および債権（以下、両者をまとめて「貸付金」という）、売却可能金融資産の 4 つに分類することを規定している (par. 45)。このうち、⁶については公正価値会計が適用されることから減損処理は不要となるが、⁷については、貸借対照表日ごとに減損している「客観的な証拠 (objective evidence) があるか否かが確認され、当該証拠がある場合には、減損損失が認識・測定される⁷ (IAS 39, par. 58)。本節では、以下、IAS 第 39 号を素材として、金融資産の減損処理を概説したうえで、減損処理の基本的な考え方について検討する^{8, 9}。

⁶ この 2 つの条件を満たさない金融資産は、公正価値で測定しなければならない (IFRS 9, par. 4.4)。ただし、IFRS 第 9 号は、会計上のミスマッチを解消または著しく減少できる場合には、公正価値オプションを適用することを容認する (par. 4.5)。

⁷ ここで、減損が発生しているという客観的な証拠は、「発行体または債務者の重大な財務的困難 (IAS 39, par. 59(a)) や「利息または元本の支払いの不履行や遅延などの契約違反」(IAS 39, par. 59(b)) などの 1 つまたは複数の事象によって確認される。

⁸ 本稿では、貸付金と負債証券の減損処理についてのみ検討し、持分証券の減損処理については検討しない。また、説明の便宜上、固定金利の負債性金融商品を前提として議論を進める。さらに、本稿では、IASB における金融資産の減損処理に焦点を当てる。なお、FASB における金融資産の減損処理の動向とその課題については、草野 [2009] で検討している。

⁹ 以下、本節におけるパラグラフ番号は、特に断りのない限り、IAS 第 39 号のものを指す。

(1) 満期保有目的投資と貸付金の減損処理

IAS 第 39 号は、満期保有目的投資と貸付金について償却原価で測定することを要請する (par. 46)。そのうえで、償却原価で測定される金融資産について、当該資産が減損しているという客観的な証拠がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを当初認識時の実効利子率で割り引いた現在価値を算定し、その割引現在価値と帳簿価額の差額を減損損失として計上することを規定している¹⁰ (par. 63)。その際、金融資産の帳簿価額は、直接または引当金勘定を通じて減額され、減損損失は損益計算書で認識される (par. 63)。減損損失認識後の受取利息は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した利子率を用いて認識される (par. AG93)。つまり、満期保有目的投資と貸付金の利息収益は、当初認識時の実効利子率によって各期間に配分されるのである。また、減損損失認識後、その金額の減少がそれ以後の事象 (例えば、債務者の信用状態の改善) によって客観的に関連づけられる場合には、直接または引当金勘定の修正を通じて、償却原価を上限として減損損失が戻し入れられる (par. 65)。

こうした満期保有目的投資と貸付金の減損処理について、IAS 第 39 号は、投資期間内における配分計画の修正と捉えているとの解釈が可能である。すなわち、これらについては、当初認識時の実効利子率を用いて利息収益の配分が行われるが、当該金融資産から契約どおりキャッシュ・フローが回収できないと客観的な証拠によって判断された場合には、将来キャッシュ・フローを見積もり直し、当初認識時の実効利子率で割り引かれる。そして、減損損失を損益計算書に計上して帳簿価額を修正することによって、減損認識後も、減損認識前と同様に、当初認識時の実効利子率に見合う利息収益が計上される。このことは、減損認識後も投資期間を通じて元本と利息の受取りによってキャッシュ・フローを獲得するという投資の期待に変わりはないことを意味している。

このように、満期保有目的投資と貸付金の減損処理は、減損認識時と減損戻入れ時に将来キャッシュ・フローを見積もり直し、それを当初認識時の実効利子率で割り引くことで帳簿価額の修正が行われ、減損認識後も減損認識前と同様の投資から期待される成果が利益計算に反映されることから、投資期間を通じた配分計画の修正として捉えることができる。

(2) 売却可能金融資産の減損処理

IAS 第 39 号は、売却可能金融資産については、公正価値で測定するもの (par. 46)、

¹⁰ IAS 第 39 号は、実務上の便宜的措置として、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値に代えて、観察可能な市場価格を用いた公正価値に基づいて減損損失を測定することを容認する (par. AG84)。

評価損益をその他の包括利益（OCI）として認識することを要請する（par. 55(b））。ここで、売却可能金融資産についても、当該資産が減損しているという客観的な証拠がある場合には、当該資産の原価評価と公正価値との差額が減損損失として計上される（par. 68）。その際、その他の包括利益で認識されていた累積損失があれば、それが損益計算書で認識される（par. 67）。また、売却可能金融資産に分類される負債証券については、減損損失の戻入れが認められている¹¹。すなわち、減損損失認識後、当該資産の公正価値が増加し、その公正価値の増加がその後の発生した事象（例えば、債務者の信用状態の改善）によって客観的に証拠づけられる場合には、減損損失の戻入れが行われ、それが損益計算書で認識される（par. 70）。

こうした売却可能金融資産（負債証券）の減損処理について、IAS 第 39 号は、評価の修正と捉えているとの解釈が可能である。すなわち、売却可能金融資産（負債証券）は、例えば市場金利や為替の変動などに対応するリスク管理目的で保有されると考えられるが、金融資産と金融負債の間で（特に金利の部分について）ナチュラル・ヘッジの関係が期待される場合、金融負債は公正価値で測定されない一方で、金融資産が公正価値で測定され、その変動差額が利益として計上されると、利益のボラティリティが大きくなる。そこで、IAS 第 39 号は、売却可能金融資産を公正価値で測定するが、評価損益をその他の包括利益として認識する処理方法を要請したと考えられる¹²。ところが、金利についてはそのように考えられるとしても、売却可能金融資産から契約どおりキャッシュ・フローが回収できないと客観的な証拠によって判断された場合には、回収が期待できないキャッシュ・フローに係る損失をその他の包括利益で計上する必要性はないであろう。なぜならば、債務者の信用状態の悪化に係る損失部分については、金融負債とのナチュラル・ヘッジの関係が（金利ほどにダイレクトには）期待できないからである。そこで、売却可能金融資産に対して減損損失が認識される。減損損失が公正価値と原価評価の差額によって測定されるのは、売却可能金融資産が、満期保有目的投資や貸付金のように、投資期間を通じて元本や利息の受け取りによってキャッシュ・フローを獲得することを投資の目的として捉えることができないからであろう。つまり、売却可能金融資産は、一定の期間保有されるが、最終的には売却を通じてキャッシュ・フローが回収されることから、公正価値と原価評価の差額が減損損失として測定されると考えられる。一方、減損損失の戻入れが認めら

¹¹ これに対して、IAS 第 39 号は、売却可能金融資産に分類される資産でも、持分証券については減損損失の戻入れを認めていない（par. 69）。

¹² かかる説明は、有価証券に係る会計処理について規定した SFAS 第 115 号の「結論の背景」において述べられているものである（草野 [2005] 84-86 頁）。1998 年 12 月に公表された IAS 第 39 号には「結論の背景」がないため、売却可能金融資産の会計処理がこうした根拠に基づいて規定されたかどうかは明らかではないものの、その策定に当たり SFAS 第 115 号が参考にされたこと、その結果、売却可能金融資産について SFAS 第 115 号と同様の会計処理が規定されたことから、論拠についても同様に考えられるとの見方が可能であろう。

れることについては、結果として過年度に過大計上された損失を修正する手続きであると解釈できる。

このように、売却可能金融資産の減損処理は、減損認識時と減損戻入れ時に公正価値の評価損益が純利益に計上されることから、評価の修正として捉えることができるであろう。

(3) 小括

以上、本節では、IAS 第 39 号の減損処理を概説し、減損処理の基本的な考え方について検討した。IAS 第 39 号では、満期保有目的投資および貸付金と売却可能金融資産との間で減損損失の測定方法が異なっているが、それは減損処理の基本的な考え方が異なっているためである。すなわち、満期保有目的投資と貸付金の減損処理は、投資期間内における配分計画の修正と捉えられるのに対して、売却可能金融資産の減損処理は、評価の修正と捉えることができるであろう。

ただ、いずれの場合も、減損損失は、金融資産が減損しているという客観的な証拠がある場合に認識される。その際、「将来の事象の結果として予測される損失は、いかに〔発生〕の可能性がある (likely) としても、〔減損損失として〕認識されない」(par. 59) ことから、IAS 第 39 号が採用する減損処理のアプローチは、発生損失モデルと呼称される。このモデルに対しては、前述のとおり、サブプライム・ローン問題を起因とする金融危機が深刻化するなかで、減損損失の認識が遅れるとか、減損を示す客観的証拠があると判断された時点で一気に損失が認識される (減損の断崖効果 cliff effect) といった批判に加え、景気循環増幅効果の観点から批判が寄せられた。それでは、なぜ発生損失モデルは、景気循環増幅効果の観点から批判されたのであろうか。以下、節を改めて、減損処理と景気循環増幅効果の関係について考察する。

3 . 減損処理と景気循環増幅効果

前述のとおり、FSF は、2008 年 4 月以降、金融システムの景気循環増幅効果に関する検討を進め、2009 年 4 月に公表した報告書において、景気循環増幅効果を緩和するために、金融資産の減損処理について、現在の発生損失モデルに代わるアプローチを、予測損失モデル、公正価値モデル、動的引当金も含めて十分に検討することを勧告した (FSF [2009b] pp. 20-21)。本節では、景気循環増幅効果について概説したうえで、減損処理と景気循環増幅効果の関係について考察する。

(1) 景気循環増幅効果

金融（システム）の発展は、その背後にある景気変動の勢いを増大させ、時には経済活動の急激な変動をもたらし、貯蓄者と投資家間の通常の繋がりを完全に破壊してきたと指摘されている（Borio, Furfine and Lowe [2001] p. 1）。このような過去の経験は、経済の金融セクターと実物セクターの間に、「景気変動を増幅し、金融の不安定化の原因またはそれを悪化させ得る」という「動的な相互作用（ポジティブ・フィードバック・メカニズム）」が存在することを示している（FSF [2009b] p. 8）。

そうしたフィードバック・メカニズムは、とりわけ景気後退期、あるいは金融システムが緊張状態に直面するとき、特に明らかとなるとされている。例えば、景気後退期において、銀行が損失を計上し、資本が減少すると、通常、その資金調達の条件は悪くなる。そこで、銀行が融資の圧縮や保有資産の売却を行うと、そうした縮小が経済活動を悪化させる（BIS [2008] p. 1）。さらに、「主要な金融危機や関連する企業の破綻直後、銀行は、企業に課す利息を決定するときにデフォルト・リスクの評価に最も注意を払う」ので、企業の信用「リスクは〔……〕景気後退期に過大に評価される」（Boyer [2007] p. 783）。このように、信用収縮期においては、銀行が融資に慎重になり、企業などの借り手は資金調達が難しくなる結果、さらに景気は悪化すると考えられている。つまり、「金融システムは、通常のショック吸収装置の役割を果たすよりも、ショック増幅装置として機能する」（BIS [2008] p. 1）のである。

ここで、「金融危機の発生時期は予見できないものの、厳しい金融セクターの困窮は、著しい信用拡張や資産価格の上昇、および長期間の著しく低いリスク・プレミアムに先導される」（FSF [2009b] p. 8）。すなわち、信用拡張期では、通常、企業は好業績となるので、企業の信用リスクは減少し、銀行からの借入能力は拡張する。そこで、銀行が企業に融資を行うことによって、金融セクターから実物セクターに資金が流れ、企業規模（生産能力）の拡大が可能になる。その一方で、「経済成長期に、〔……銀行の〕リスク選好が強まり、外部資金調達の制約が緩和され、そのことがリスク・テイキングを促す」（BIS [2008] p. 1）とされている。このように、信用拡張期において「銀行は、〔融資を行う際に〕借り手の信用状態を過大評価する傾向にあり、過度に楽観的なリスク評価の高まりは、しばしば一層の信用拡張をもたらす」（ECB [2006] p. 32）のである。

以上のように、銀行の「貸付活動は、元来、景気循環増幅的である」（ECB [2006] p. 32）といわれているものの、上記 FSF 報告書では、近年の金融危機が、いくつかの会計実務が景気循環増幅効果に関する直接の影響（first-order effect）を有することを示しているとされた（FSF [2009b] p. 12）。とりわけ、金融資産の減損処理が景気循環増幅効果を促進すると指摘された。

(2) 減損処理と景気循環増幅効果

それでは、なぜ金融資産の減損処理が景気循環増幅効果を促進するのであろうか。この点について、貸借対照表のレバレッジを用いて、ごく簡単に確認する。

銀行が保有する資産を A 、負債を D 、株主資本を $A-D$ と表す ($A > D > 0$)。企業は、株主資本以上に資産を保有することによって、投資が成功すれば収益性 (ROE) を高めることができる一方で、失敗すれば収益性を引き下げるので、レバレッジはリスクの指標として捉えることができる。ここで、リスクの指標として、単純にレバレッジ (L) を使用すると、 $L = \frac{A}{A-D}$ と表せる。そして、 $\frac{\partial L}{\partial A} = \frac{-D}{(A-D)^2} < 0$ となることから、負債を一定としたときに、資産が増加 (減少) すれば、レバレッジは減少 (増加) することが分かる。したがって、レバレッジを管理しなければ、資産の変化とレバレッジの変化は負の関係にある。ところが、Adrian and Shin [2009] は、米国において、商業銀行では資産が変化してもレバレッジはほとんど変化しない傾向にあること、投資銀行では資産の変化とレバレッジの変化との間に正の関係が成立する傾向にあることを示している。このことは、米国の商業銀行や投資銀行は、資産の変動に対してレバレッジを管理していることを意味する。そこで、銀行は資産の変動に対してレバレッジを管理していることを前提として、実際に金融機関がどのような行動をとるのかについてみていく。

ここで、原価評価の場合の資産を A_H 、負債を D_H とすると、レバレッジ (L_H) は $L_H = \frac{A_H}{A_H - D_H}$ と表せる。一方、資産を公正価値で評価し、評価損または減損損失 ($-\alpha A_H$) が認識される場合 ($0 < \alpha < 1$)、資産は $A_F = (1-\alpha)A_H$ と表せる。公正価値で評価後のレバレッジ (L_F) は、 $L_F = \frac{A_F}{A_F - D_H} = \frac{A_H}{A_H - \left(\frac{1}{1-\alpha}\right)D_H} > \frac{A_H}{A_H - D_H} = L_H$ と

表せ、原価評価のレバレッジと比較すると、レバレッジは大きくなる。つまり、資産を公正価値で評価し、資産の評価額が下落した場合に、銀行がレバレッジを一定に保つ (または小さくする) ためには、資本を増加するか、資産と負債を減少しなければならない。前者の選択が困難で、後者を選択した場合、レバレッジを一定に保つためには、銀行は、資産と負債を $B = \frac{\alpha A_H D_H}{A_H - D_H} = \alpha D_H L_H$ だけ減少させる必要がある¹³。これは、レバレッジが大きい銀行は、その分だけ資産と負債の減少額 (B) を大きくす

¹³ 修正後のレバレッジを L_F^* とすると、 $L_F^* = \frac{(1-\alpha)A_H - B}{(1-\alpha)A_H - B - (D_H - B)} = \frac{A_H}{A_H - D_H} = L_H$ が成立しなければならない。

る必要がある（レバレッジと資産・負債の減少額は正の相関にある）ことを意味している。

ここで、仮に、資産の市場価格が下落した際に銀行がレバレッジを調整すると考えると、公正価値評価の場合には資産の評価損だけ資産と資本が減少し、さらにそれに対応して銀行は資産と負債を減らすため、貸借対照表が圧縮されていく。この点が、特に近年の金融危機で問題となった。すなわち、流動性が欠落した市場において、資産の売却によって資産の市場価格が下落する場合、資産の公正価値評価（減損処理）によってレバレッジは大きくなるので、「銀行は、貸借対照表上のレバレッジの上昇を相殺〔……〕するために資産を売却するが、そうした売却が信用スプレッドを拡張し、したがってさらに評価損がもたらされる」（FSF [2009b] p. 26）と指摘された。このように、公正価値評価は、原価評価と比較すると「会計加速機能効果（accounting accelerator effect）」（Boyer [2007] p. 780）があり、これを通じて景気循環増幅効果を促進すると考えられている¹⁴。

このように、信用収縮期に資産の帳簿価額を引き下げ、景気循環増幅効果を促進すると考えられる会計処理の1つとして、貸付金の減損処理も挙げられる。すなわち、貸付金の減損損失（貸倒損失）は、発生損失モデルによって認識されるため、信用収縮期に大きく計上される傾向にある。信用収縮期に減損損失が計上される場合、資産が減少するので、上述の公正価値評価と同様に、レバレッジは大きくなる。そこで銀行は、レバレッジを調整するために、企業への融資を縮小し、その結果として景気循環増幅効果が促進されるであろうと指摘されている（FSF [2009a] p. 4）。

さらに、貸付金の減損処理は、信用収縮期のみならず、信用拡張期にも景気に影響を与える可能性がある。すなわち、銀行は、企業の信用リスクを考慮して貸付金の金利を設定する。その際、銀行は、事前に予測される信用損失を見積もって融資を行うが、発生損失モデルでは、客観的な証拠によって減損が確認されるまで減損損失は認識されない。そこで、減損損失が認識されるまで、信用リスクの高い融資に対して相対的に大きな利息収益が計上される。そのため、発生損失モデルは、信用拡張期に「金融機関に〔リスクの大きな〕融資を増大させるかもしれない」（FSF [2009a] p. 4）といわれている。このように、銀行の貸付金の減損・「引当実務は、自己資本比率規制とともに、銀行の融資とマクロ経済に景気循環増幅効果をもたらすかもしれない」（FSF [2009a] p. 4）のである。

¹⁴ 資産の公正価値評価と景気循環増幅効果の関係に関する詳細な検討については、Cifuentes, Ferrucci and Shin [2005] Allen and Carletti [2008] Plantin, Sapra and Shin [2008a, b] や Heaton, Lucas and McDonald [2010]などを参照されたい。

4．公開草案の概要とその特徴

3節では、景気循環増幅効果について概説したうえで、減損処理と景気循環増幅効果の関係について検討した。金融危機諮問グループ（Financial Crisis Advisory Group: FCAG）もまた、FSFと同様に、会計基準とその適用の主要な弱点として、貸付金（とその他の金融商品）に関連する減損損失の認識の遅れと複数の減損アプローチが存在することによる複雑さを位置づけ（IASB [2009b] par. IN3）、発生損失モデルの代替案を開発することを勧告した（FCAG [2009] p. 7）。こうしたFSFやFCAGの勧告を受けて、IASBは、上述のとおり、2009年11月に減損損失の認識・測定を提案する公開草案「金融商品：償却原価と減損」（IASB [2009c]）を公表した（以下、「公開草案」という）。本節では、公開草案の内容を概説したうえで、公開草案が提案する金融資産の測定方法の特徴について検討する¹⁵。

（1）公開草案の概要

まず公開草案では、償却原価の測定方法が具体化されている。すなわち、償却原価測定の目的を「金融商品の予測〔残存〕期間に亘って利息収益または利息費用を配分することによって、金融資産または金融負債の実効利回りに関する情報を提供すること」（par. 3）と捉えたうえで、金融商品の予測残存期間に亘る期待キャッシュ・フローと実効利子率を用いて、償却原価を測定することが提案されている（par. 4）。

そのうえで、公開草案は、「償却原価が各測定日にキャッシュ・フローの見積もりに関する現在の情報を反映する」（par. 7）ことができるように、「各測定日に（例えば、期限前償還や回収不可能性に関する）期待キャッシュ・フローの見積もりの改定」（par. B1）を行うことを提案する。つまり、「金融資産の場合、当該資産の全期間に亘る〔未だ発生していないものの予測される〕信用損失」（par. B3(c)）を期待キャッシュ・フローに含め、各測定日に当該予測される信用損失を見積もり直すことによって期待キャッシュ・フローの改定を行うのである¹⁶。

また、公開草案は、予測される信用損失を考慮したうえで、実効利子率を決定することを提案する。例えば固定金利の金融資産の場合、当初認識時の帳簿価額と同額となる期待キャッシュ・フローの現在価値をもたらず割引率が実効利子率となるため（par. B11(a)）、当初認識時に回収が期待されないキャッシュ・フローも考慮して、実効利子率が決定される。固定金利の金融資産では、契約上の利子率は変更されないため、当初認識時に決定された実効利子率が金融資産の残存期間に亘って固定される

¹⁵ 以下、本節におけるパラグラフ番号は、特に断りのない限り、公開草案のものを指す。

¹⁶ なお、「金融負債の場合、期待キャッシュ・フローの推定は〔報告〕主体自身の未履行リスクを反映しない」（par. B4）ので、金融負債の期待キャッシュ・フローには予測される信用損失が反映されない。

(par. B12(a))。そうした実効利率を用いて金融資産の利息収益が各期間に配分されるので、「実効利回りは、金融商品の全期間に亘って、金融資産に関する予測される信用損失の当初推定値〔……〕の配分を反映する」(par. 5) ののである。

このように、公開草案は、償却原価を算定する際に、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローを推定し、実効利率を決定する。したがって、金融資産の減損は、「償却原価測定の必要不可欠な要素」(par. BC42) として捉えられる。公開草案が提案する減損処理のアプローチは、予測損失モデルと呼称される¹⁷⁻¹⁸。

現行の減損処理のアプローチである発生損失モデルと公開草案の提案する予測損失モデルでは、主に次の点が異なる。まず、発生損失モデルでは、予測される信用損失を考慮せずに実効利率が決定され、金融資産が減損していると客観的証拠により判断されたときに減損損失が認識・測定される。これに対して、予測損失モデルでは、予測される信用損失を考慮して実効利率が決定され、その信用損失の当初予測額は金融資産の予測期間に亘って配分される (par. BC25) ため、当初認識時の予測どおりに信用損失が発生すれば、減損損失は認識されない。

このように、予測損失モデルでは、予測される信用損失が各期間に配分されるため、その分だけ各期間の利息収益が小さく計上され、その結果、減損損失が認識されない。その一方で、金融資産の当初認識後、予測される信用損失に不利な変動が生じた場合には、減損損失が認識される。その際、当初認識時の実効利率が用いられる。また、減損損失認識後、予測される信用損失に有利な変動が生じた場合には、減損損失の戻れが行われる (ただし、戻れの額は、当初の実効利率で割り引かれた契約上のキャッシュ・フローを上限とする)。このように、予測損失モデルでは、予測される信用損失の「推定または推定の変化のための閾値 (threshold) として指標やトリガー事象を含まない」(par. BC25) ので、信用損失の「推定が変化したときに〔期待キャッシュ・フローの改定を通じて〕自動的に減損損失の〔認識や〕戻れが行われる」(par. BC35)。さらに、「たとえ過去に減損損失が認識されていなくても、信用損失の期待の有利な変動から利得が生じ得る」(par. BC36) ののである。

以上のように、公開草案で示されている予測損失モデルでは、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローの推定と実効利率の決定を行い、期待キャッ

¹⁷ 公開草案は、発生損失モデルの批判に対処するために、減損処理のアプローチとして、予測損失モデル、公正価値モデルおよび景気循環アプローチ (動的引当金) について検討し、最終的に予測損失モデルを提案した (par. BC14)。各々の減損処理のアプローチの特徴については、後掲の参考資料 1 を参照されたい。また、公開草案が提案する予測損失モデルの具体的な計算方法については、後掲の参考資料 2 を参照されたい。

¹⁸ なお、予測損失モデルは、予測される信用損失を考慮する範囲 (期間) によって、いくつかのバリエーションが考えられる。例えば、景気循環アプローチ (動的引当金) を予測損失モデルに含める考え方もある。その詳細については、FEE [2010] を参照されたい。

シュ・フローの改定を通じて自動的に減損損失の認識や戻入れを行う。この点、発生損失モデルでは、ある閾値または「トリガー」に達したときにのみ減損損失が認識されるため、従来から、いつ損失を認識するかは主観的であり、利益管理（earnings management）の機会を提供すると指摘されてきた（pars. 23-24）。つまり、発生損失モデルは、減損損失の認識において操作可能性が大きいといわれている。これに対して、予測損失モデルは、測定を通じて減損損失の認識や戻入れが自動的に行われるため、その限りでは、発生損失モデルが抱えていた減損損失の認識や戻入れのタイミングに関する認識の操作可能性を回避するであろうとされている（par. BC33）。しかしながら、予測損失モデルは、各測定日における期待キャッシュ・フローの推定に経営者の判断や仮定を多く必要とするため（par. BC30）、発生損失モデルと比較すると、相対的に減損損失の測定の操作可能性が大きくなるであろう。

（２）公開草案の特徴

こうした公開草案（予測損失モデル）の特徴としては、次の点を指摘できよう。

第 1 に、公開草案では、償却原価の概念が 2003 年 12 月の IAS 第 39 号改訂時の概念から変化している。すなわち、2002 年 6 月に IASB が IAS 第 39 号を改訂するための公開草案を公表した際、減損処理のアプローチとして発生損失モデルと予測損失モデルのどちらを提案したものが明らかではないとのコメントが寄せられた。そこで、IASB は、2003 年 12 月に IAS 第 39 号の改訂基準を公表した際に、「減損損失は発生した場合にのみ認識すべきである」（IAS 39, par. BC109）と指摘し、発生損失モデルを採用すること明確化した。その理由として IASB は、「将来の予定取引と事象に基づいて減損を認識することは償却原価モデルと整合しない」（IAS 39, par. BC109）からと述べていた。ところが、今般、金融資産の減損処理を見直すなかで、IASB は、上記の理由は「合理的説明（rationale）というより〔理論的根拠に基づかない〕主張（assertion）に過ぎ〔ず、……〕償却原価測定と首尾一貫しないのは、予測損失モデルよりも発生損失モデルである」（IASB [2009a] par. 36）と指摘した。こうした主張は、2003 年の改訂 IAS 第 39 号と今回の公開草案との間で、次のように償却原価の概念が異なっているためと考えられよう。

割引現在価値の計算は、期待キャッシュ・フローと割引率の 2 つの要素から構成され、各々を当初認識時のまま固定するのか決算時に改定または変更するのかによって、下表のように 4 つに分類することができる。

< 期待キャッシュ・フローの改定と割引率の変更 >

		期待キャッシュ・フローの推定	
		当初のまま固定	改定
割引率 の選択	当初のまま固定		
	変更		

出所：大日方 [2002] 233 頁、図表 4 を一部修正

このうち、IAS 第 39 号は、当初認識時に期待キャッシュ・フローを推定して実効利率を決定し、客観的な証拠によって減損が確認されない限り、当初認識時のまま期待キャッシュ・フローと実効利率を固定して、満期保有目的投資と貸付金の償却原価を測定する (IAS 39, par. 9)。したがって、IAS 第 39 号で使用される償却原価は、表の に分類される。

一方、公開草案も、当初認識時に期待キャッシュ・フローを推定し、実効利率を決定する。その際に、「原価基準の測定として、償却原価は当初測定に関するインプットを反映し、それは〔……〕実効利率である」(par. 7)と規定されることから、公開草案においても実効利率は当初認識時のまま固定されることが分かる。ところが、公開草案は、各測定日に期待キャッシュ・フローを見積もり直すことを提案するため、期待キャッシュ・フローは決算時に改定される。したがって、公開草案で使用される償却原価は、表の に分類されることが分かる。

以上のように、従来 に分類される償却原価が公開草案では に分類されることから、公開草案では、償却原価の概念が変化しているといえるであろう¹⁹。さらに、こうした償却原価の概念の変化に伴って、伝統的に で使用されてきた配分の概念が拡大解釈されている。このことは、償却原価計算で使用される「2つの主要なインプットは、各測定日の期待キャッシュ・フローと配分メカニズム(すなわち、実効利息法)である」(par. BC46：傍点は、筆者)という記述に端的に表れている。

第 2 に、公開草案では償却原価の概念が変化しているが、当該方法で計算される利益は、現行の発生損失モデルのそれと比較すると、減損処理の見直しの背景とされる

¹⁹ もちろん、IAS 第 39 号は、満期保有目的投資と貸付金の減損処理においては、期待キャッシュ・フローを改定するため、その償却原価は に分類されるともいえる。しかし、この減損処理は、客観的な証拠によって減損の発生とその戻入れが見込まれる場合に限って、臨時的に期待キャッシュ・フローを改定する。これに対して、公開草案では、各測定日に期待キャッシュ・フローが見積み直されるため、定期的に期待キャッシュ・フローが改定されることに注意すべきである。

金融の安定性や景気循環増幅効果への対応という観点から、一定の効果が期待されるといえる（FEE and EFRAG [2009] pars. 80, 111）。その1つの理由として、予測損失モデルは、予測される信用損失を考慮して実効利率を決定するため、各年度の利息収益を小さく計上し、相対的に安定的な利益を報告することが挙げられる。換言すれば、予測損失モデルでは、当初認識時に予測される信用損失を各期間に配分するため、事前に予測された信用損失が実際に生じる場合、またそれ以上の信用損失の発生が推測される場合には、発生損失モデルと比較すると安定的な利益の計上が期待される。

いま1つの理由として、予測損失モデルは、減損損失を認識する際に閾値を含まず、期待キャッシュ・フローの改定を通じて自動的に減損損失の認識を行うため、信用損失に関する期待が不利に変化したときに、早期に損失を計上することが挙げられる。この点、発生損失モデルは、「金融資産の認識後に発生した損失事象の結果として客観的な減損の証拠があり、将来キャッシュ・フローに関する損失事象が信頼性をもって推定し得る場合にのみ信用損失が認識される」（par. BC10）ので、「信用損失の遅延認識」（par. BC11(b)）をもたらすが、予測損失モデルは、それを回避することが期待される（par. BC33）。

第3に、しかしながら、予測損失モデルが景気連動抑制効果（countercyclicality）をもたらすのかについては、必ずしも明らかではない。なぜならば、予測損失モデルでは、予測される信用損失を推定する際に経営者の判断を必要とするが、そうした経営者の判断は、景気循環の影響を受けるからである。ここで、経営者は、内部または外部の過去の信用損失の経験、内部または外部の格付け、外部の報告書や統計など、さまざまなデータを使用して予測される信用損失を推定する（par. B7）。とりわけ、「信用損失の経験といった過去のデータは、〔……〕現在の状態の影響を反映するために現在の観察可能なデータに基づいて修正される」（par. B8）が、そのときに「経営者自身の判断」（FEE and EFRAG [2009] par. 38）が必要とされる。さらに、公開草案が提案する測定方法では、発生損失モデルと同様に、期待キャッシュ・フローの改定時に損益が大きく計上されるので、「報告利益に生ずる変動によって、〔経営者を含む財務諸表〕利用者の注意が〔金融〕資産〔……〕の長期的性質よりはむしろ短期的な変動性に向けられる」（FASB [1990] par. 398）可能性も考えられる。

もっとも、予測損失モデルにおいて期待キャッシュ・フローの改定時に損益が大きく計上されるのは、期待キャッシュ・フローの改定時に配分計画を修正する方法として、公開草案が「簿価修正アプローチ（catch-up approach）」を採っているためでもある。配分計画を修正する方法には、簿価修正アプローチのほか、「遡及修正アプローチ²⁰（retrospective approach）」や「将来修正アプローチ²¹（prospective approach）」

²⁰ 遡及修正アプローチとは、期待改定時までの実際のキャッシュ・フローと新たに見積もり直した期

もある²² (FASB [2000] pars. 97-100)。ここで、簿価修正アプローチの特徴は、遡及修正アプローチや将来修正アプローチと比較して、期待キャッシュ・フローの改定時に損益を大きく計上するところにある。例えば、期待キャッシュ・フローが不利に変動した場合、キャッシュ・フローの回収額が減少するため、実効利率は小さくなる。ところが、割引率を当初認識時の実効利率で固定すれば、当該利率に相当する利息収益を将来に計上するため、その分だけ帳簿価額を引き下げなければならない。かかる調整を行うために、簿価修正アプローチでは、期待キャッシュ・フローの改定時に損益が大きく計上されるのである。このように、公開草案が提案する「予測損失モデルは、景気循環中における貸付金のポートフォリオ〔やその他の金融資産〕の〔帳簿〕価額や関連する利益の変動性を〔十分に〕減少しない」(FEE and EFRAG[2009] par. 87) ののである²³。

以上を要約すると、公開草案は、定期的に期待キャッシュ・フローを改定するという点で、これまでの償却原価の概念を変更する。その際、当初認識時に、予測される信用損失を考慮して期待キャッシュ・フローが推定され、実効利率が決定されるため、公開草案が提案する予測損失モデルは、現行の発生損失モデルと比較すると、金融の安定性または景気循環増幅効果抑制の観点から一定の効果が期待されるであろう。その一方で、公開草案は、期待キャッシュ・フローの改定時に配分計画を修正する方法として簿価修正アプローチを提案するため、当該方法では改定時の損益が大きく変動するので、予測損失モデルによって景気連動抑制効果がもたらされるのかについては、慎重な検討が必要とされる。

待キャッシュ・フローに基づいて、当初認識時まで遡って実効利率を計算する方法である。このアプローチでは、見積もり直した期待キャッシュ・フローは当初認識時より知り得たと仮定して、配分計画が修正される。したがって、期待キャッシュ・フローの改定部分は、全期間を通じて配分される。

²¹ 将来修正アプローチとは、期待改定時の帳簿価額と新たに見積み直した期待キャッシュ・フローに基づいて、実効利率を計算し直す方法である。このアプローチでは、遡及修正アプローチと異なり、配分計画は遡及的に修正されない。したがって、期待キャッシュ・フローの改定部分は、将来の期間に配分される(期待キャッシュ・フローの改定時に減損損失は認識されない)。

²² 期待キャッシュ・フローの改定に伴って配分計画を修正する方法は、金融資産の減損処理を巡って議論されている。その詳細については、大日方[1997] 角ヶ谷[2009] 米山[2003]などを参照されたい。

²³ なお、公開草案は、簿価修正アプローチを提案する理由として、「当初認識時に設定される実効利率を割引率として使用することは、償却原価が原価基準測定であることを反映する」(par. BC47)ことを挙げている。しかしながら、簿価修正アプローチだけではなく、遡及修正アプローチや将来修正アプローチも原価基準測定の枠内で説明することが可能であるため、この理由だけでは期待キャッシュ・フローの改定時に当初認識時の実効利率を使用する理由にはならないであろう。

5 . おわりに

本稿では、金融資産の減損処理を巡る動向を概説したうえで、その特徴について検討した。具体的には、まず IAS 第 39 号の貸付金および満期保有目的投資と売却可能金融資産の減損処理を概説したうえで、各々の減損処理を支える基本的な考え方を明らかにした。次に、景気循環増幅効果について説明し、現行の減損処理が景気循環増幅効果を促進する可能性があることを指摘した。最後に、IASB が 2009 年 11 月に公表した公開草案で提案された減損処理を説明した後に、公開草案の減損処理の特徴について検討した。

IASB は、近年の金融危機に対処するために、金融商品の会計基準の見直しを進め、2009 年 11 月に金融資産の分類・測定に関する IFRS 第 9 号と減損処理に関する公開草案を公表した。IFRS 第 9 号は、金融資産の測定方法として、公正価値に加えて、償却原価を要請するため、その限りでは、従来どおり混合属性会計を採用している。その一方で、償却原価の測定方法を具体的に規定する公開草案では、定期的に期待キャッシュ・フローの改定が必要とされ、償却原価の概念が変化している。もちろん、割引率として「現在の市場利子率」(IASB [2009c] par. BC47)ではなく当初認識時の実効利子率を使用されていること、そして市場参加者の推定する期待キャッシュ・フローではなく、経営者の推定する期待キャッシュ・フローが必要とされることから、公開草案が提案する償却原価は、公正価値とは異なっている。

しかしながら、公開草案が提案するような償却原価の概念の変化が利益計算との関係でどのような特徴を有するのか、例えば、会計の利益計算の目的を当初認識時の事前の期待が事後の事実としてどれだけ実現したのかを確かめることと捉えた場合、予測損失モデルで計算される利益が当該目的と整合するのか否かなどについて、検討する必要がある。なぜならば、予測損失モデルでは、当初認識時に予測される信用損失が残存保有期間に亘って配分されるため、当初認識時の期待（契約上の利子率）どおりにキャッシュ・フロー（利息収入）が獲得されたとしても、かかるキャッシュ・フローの一部（契約上の利子率から予測される信用損失を補填するリスク・プレミアム分を除いた安全資産の利子率）しか利息収益として計上されないからである²⁴。また、こうした検討を通じて、公開草案が償却原価の概念の変化によってフローの測定を重視するのか、それともストックの測定を重視するのかを明らかにすることができ、金融商品の公正価値会計の方向性を見極めることもできるであろう。これらについては、今後の検討課題としたい。

²⁴ 金融資産の契約上の利子率は、予測される信用損失を補填する目的でリスク・プレミアムを含んでいる。安全性の高い金融資産と安全性の低い金融資産の利子率の差が予測される信用損失を補填するリスク・プレミアムの違いであると単純化した場合、予測損失モデルの実効利子率と安全性の高い金融資産の利子率は近似するであろうから、予測損失モデルでは、安全性の高い金融資産と安全性の低い金融資産の元本と残存保有期間が同じであれば、両者の利息収益の金額は近似すると考えられる。

【参考資料1】減損処理のアプローチの比較

	発生損失モデル	予測損失モデル	公正価値モデル	動的引当金
実効利率の決定	・当初測定と期待(契約上の)キャッシュ・フロー(ただし、将来の信用損失は無視する)に基づいて決定される	・当初測定と期待キャッシュ・フロー(将来の信用損失を含む)に基づいて決定される	・当初測定と期待キャッシュ・フロー(将来の信用損失を含む)に基づいて決定される	・景気循環全体(未だ保有しない資産に関連する)に亘る信用リスクに基づいて決定される
減損テストのトリガー	・必要：指標基準(例えば、損失が発生したことを確認するための証拠)	・不必要(期待キャッシュ・フローの継続的な見積もり)	・指標と価値基準の双方が可能 ・トリガーは必要とされる	・引当金の設定または取崩のための合意されたルールと自動的なトリガー
修正後の帳簿価額の測定	・元々の実効利率で割り引いた発生損失を反映する期待キャッシュ・フロー(固定金利の金融商品) ・市場の調整は行わない ・将来の信用損失を含まない	・元々の実効利率で割り引いた予測される信用損失を反映する継続的な期待キャッシュ・フローの改定(固定金利の金融商品) ・市場の調整は行わない ・将来の信用損失を含む	・公正価値(帳簿価額を下回った場合) ・信用に関連する変化(例えば、流動性)を公正価値の中に含む	・公式に基づいて測定され、初日の損失をもたらす ・パラメータを決定するための所轄当局を必要とする
戻入れと関連する利得	・減損損失認識後の事象によって引き起こされたときに戻入れが必要とされる ・償却原価を上限とする	・期待キャッシュ・フローの自動的な調整(トリガーは必要とされない) ・元々の実効利率で割り引かれた契約上のキャッシュ・フローを上限とする	・戻入れは可能である ・トリガーまたは価値の回復のみに基づく	・引当金の減少は、価値の調整として反映される(信用縮小期に損失を相殺するために損益計算書で認識される)

出所：FEE and EFRAG [2009] p. 22.

【参考資料 2】 予測損失モデルの計算例

公開草案は、減損処理のアプローチとして、従来の発生損失モデルに代えて、予測損失モデルを提案した。以下では、設例²⁵を用いて、予測損失モデルについて概説する。

【設例 1】

A 銀行は、期間 1 の期首に元本 CU10,000（利率は年間 10%）の貸出を 100 件行い、期間 5 の期末に元本の返済を受ける。A 銀行は、当初認識時に下記のように債務不履行が発生し、期待キャッシュ・フローが回収されることを推定した。手数料や早期の元本返済はなく、当初の期待どおりキャッシュ・フローを回収することができたと仮定する。

期間	契約上の CF	当初認識時の債務不履行			期待 CF
		年間	累積	期待 CF (%)	
1	100,000	0.00%	0.00%	100.00%	100,000
2	100,000	0.00%	0.00%	100.00%	100,000
3	100,000	1.00%	1.00%	99.00%	99,000
4	100,000	2.00%	2.98%	97.02%	97,020
5	1,100,000	3.00%	5.89%	94.11%	1,035,203

図表 1 発生損失モデルと予測損失モデル

期間	発生損失モデル			予測損失モデル		
	利息収益	減損損失	利益	利息収益	減損損失	利益
1	100,000	0	100,000	88,396	0	88,396
2	100,000	0	100,000	87,370	0	87,370
3	99,000	10,000	89,000	86,254	0	86,254
4	97,020	19,800	77,220	85,127	0	85,127
5	94,109	29,106	65,003	84,076	0	84,076
合計			431,223			431,223

²⁵ 参考資料 2 の設例は、IASB [2009b] の設例を参考にして作成している。

図表 1 は、設例 1 に基づいて、発生損失モデルと予測損失モデルによって各期間の利息収益、減損損失、利益を整理したものである。発生損失モデルでは、実効利率は予測される信用損失を考慮せず決定されるので、本設例では、契約上の利率（10%）が実効利率となる。期間 3～5 で債務不履行が発生したときに、回収が期待されるキャッシュ・フローを実効利率で割り引いて現在価値を推定し、それと帳簿価額を比較して、減損損失を認識・測定する。

一方、予測損失モデルでは、実効利率は予測される信用損失を考慮して決定され、この設例では 8.84%となる²⁶。貸付金の帳簿価額は、期首の帳簿価額に実効利率を乗じた利息収益と実際のキャッシュ・フローの差額分だけ減額される。当初認識時に予測される信用損失は、実効利率法を通じて各期間に配分され、また本設例では当初の期待どおりキャッシュ・フローが回収されるため、減損損失は認識されない。

ここで、発生損失モデルと予測損失モデルを比較すると、5 期間全体を通じての利益の金額に変わりはないが、各期間の利息収益と減損損失の金額に差異が生じるため、各期間の利益の金額に差異が生じる。予測損失モデルは、予測される信用損失を各期間に配分し、各期間の利息収益を発生損失モデルと比べると小さく計上することによって、全期間を通して安定的な利益を計上する。これに対して、発生損失モデルは、実効利率を決定する際に予測される信用損失を考慮しないので、予測損失モデルと比べると各期間の利息収益を大きく計上する一方で、減損が生じた期間では、減損損失を認識するため、利益が小さく計上される。

²⁶ ここで実効利率を r とすると、

$$1,000,000 = \frac{100,000}{(1+r)} + \frac{100,000}{(1+r)^2} + \frac{99,000}{(1+r)^3} + \frac{97,020}{(1+r)^4} + \frac{1,035,203}{(1+r)^5}$$

より、実効利率は 8.84%と計算される。

【設例 2】

A 銀行は、期間 1 の期首に元本 CU10,000（利率は年間 10%）の貸出を 100 件行い、期間 5 の期末に元本の返済を受ける。A 銀行は、当初認識時に【設例 1】のように債務不履行が発生し、期待キャッシュ・フローが回収されることを推定した。ところが、期間 2 の期末に、下記のように、期待キャッシュ・フローの推定を見積もり直した。手数料や早期の元本返済はなく、期待どおりキャッシュ・フローを回収することができたと仮定する。

[不利な変化の場合]

期間	契約上の CF	期間 2 終了後の債務不履行			期待 CF
		年間	累積	期待 CF (%)	
3	100,000	2.00%	2.00%	98.00%	98,000
4	100,000	4.00%	5.92%	94.08%	94,080
5	1,100,000	8.00%	13.45%	86.55%	952,090

[有利な変化の場合]

期間	契約上の CF	期間 2 終了後の債務不履行			期待 CF
		年間	累積	期待 CF (%)	
3	100,000	0.50%	0.50%	99.50%	99,500
4	100,000	0.50%	1.00%	99.00%	99,003
5	1,100,000	0.50%	1.49%	98.51%	1,083,582

図表 2 予測損失モデルにおける期待の改定

期間	不利な変化			有利な変化		
	利息収益	減損損失	利益	利息収益	利得	利益
1	88,396	0	88,396	88,396	0	88,396
2	87,370	67,864	19,506	87,370	39,656	127,026
3	80,255	0	80,255	89,759	0	89,759
4	78,686	0	78,686	88,898	0	88,898
5	77,326	0	77,326	88,005	0	88,005
合計			344,170			482,085

図表 2 は、設例 2 に基づいて、予測損失モデルにおける利息収益、減損損失または利得、そして利益を整理したものである。実効金利法では、当初認識時の実効利率を用いて利息収益の配分が行われるが、当初認識時の期待どおりキャッシュ・フローが回収される場合、何ら問題は生じない。ところが、当初認識時の期待どおりキャッシュ・フローが回収されない場合、何ら修正を行わず、当初認識時の実効利率を用いて利息収益の配分を行うと、元本の返済時に金融資産の帳簿価額と実際に回収されるキャッシュ・フローの金額が異なる事態が生じる。そこで、利息収益の配分計画の修正が必要とされる。

公開草案は、各測定日に期待キャッシュ・フローを見積もり直し、当初認識時の実効利率を用いて償却原価を算定することを提案する。ここで、新たに算定した償却原価と帳簿価額が異なる場合、帳簿価額を償却原価とするために、損益の計上が行われる。設例 2 では、期間 2 の期末に予測される期間 3～5 の信用損失が当初認識時の推定と異なっている。そこで、予測される信用損失が不利に変動した場合、減損損失が認識される一方で、有利に変動した場合、利得が認識される。とりわけ、予測損失モデルでは、過去に減損損失が認識されていなくても、予測される信用損失の期待に有利な変動が生じた場合、本設例のように利得が計上される場合もある。

【参考文献】

- 大日方隆、「債権の評価」、『横浜経営研究』第18巻第1号、横浜国立大学経営学会、1997年、43～61頁
- 、「キャッシュフローの配分と評価」、斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002年、185～248頁
- 草野真樹、『利益会計論 公正価値評価と業績報告』、森山書店、2005年
- 、「公正価値会計の動向とその論点 金融商品の会計処理を中心として」、『瀧田輝己先生還暦記念論文集編集委員会編『社会規範としての会計』、千倉書房、2008年、101～126頁
- 、「金融資産の減損 FASB と IASB の会計基準の相違点と検討課題」、『企業会計』第61巻第7号、中央経済社、2009年、58～66頁
- 角ヶ谷典幸、『割引現在価値会計論』、森山書店、2009年
- 米山正樹、『減損会計 配分と評価 (増補版)』、森山書店、2003年
- ABA(American Bankers Association), “Re: File Number 4-573-SEC Study of Mark to Market Accounting,” November 13, 2008.
- Adrian, T., and H. S. Shin, “Liquidity and Leverage,” Staff Report No. 328, Federal Reserve Bank of New York, 2009.
- Allen, F., and E. Carletti, “Mark-to-Market Accounting and Liquidity Pricing,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 45, Issues 2-3, 2008, pp. 358-378.
- Amel-Zadeh, A., and G. Meeks, “Bank Failure, Mark-to-Market and the Financial Crisis,” Working Paper, 2009.
- Ball, R., “Don’t Blame the Messenger ... or Ignore the Message,” Working Paper, 2008.
- Benston, G. J., M. Bromwich, and A. Wagenhofer, “Principles-Versus Rules-Based Accounting Standard: The FASB’s Standard Setting Strategy,” *ABACUS*, Vol. 42, No. 2, 2006, pp. 165-188.
- BIS(Bank for International Settlements), “Addressing Financial System Procyclicality: A Possible Framework,” Note for the FSF Working Group on Market and Institutional Resilience, BIS, 2008.

- Borio, C., C. Furfine, and P. Lowe, “Procyclicality of the Financial System and Financial Stability: Issues and Policy Options,” BIS Papers No. 1, 2001.
- Boyer, R., “Assessing the Impact of Fair Value upon Financial Crises,” *Socio-Economic Review*, Vol. 5, No. 4, 2007, pp. 779-807.
- Cifuentes, R., G. Ferrucci, and H. S. Shin, “Liquidity Risk and Contagion,” *Journal of the European Economic Association*, Vol. 3, Nos. 2-3, 2005, pp. 556-566.
- ECB(European Central Bank), “Assessment of Accounting Standards from a Financial Stability Perspective,” ECB, 2006.
- FASB(Financial Accounting Standards Board), Discussion Memorandum, “An analysis of issues related to Present Value-Based Measurements in Accounting,” FASB, 1990.(企業財務制度研究会訳『現在価値 キャッシュフローを用いた会計測定 』、中央経済社、1999年)
- , Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 増補版 』、中央経済社、2002年)
- , Invitation to Comment, “Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments,” FASB, 2008.
- FCAG(Financial Crisis Advisory Group), “Report of the Financial Crisis Advisory Group,” FCAG, 2009.
- FEE(Federation des Experts Comptables Europeens), FEE Paper, “Bank Provisioning and Reserving: A Comparison of Alternatives,” FEE, 2010.
- , and EFRAG(European Financial Reporting Advisory Group), “Impairment of Financial Assets: The Expected Loss Model,” EFRAG, 2009.
- FSF(Financial Stability Forum), “Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience,” FSF, 2008a.
- , “Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience: Follow-up on Implementation,” FSF, 2008b.
- , “Report of the Financial Stability Forum Working Group on

- Provisioning,” FSF, 2009a.
- , “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System,” FSF, 2009b.
- Heaton, J. C., D. Lucas, and R. L. McDonald, “Is Mark-to-Market Accounting Destabilizing? Analysis and Implications for Policy,” *Journal of Monetary Economics*, Vol. 57, No. 1, 2010, pp. 64-75.
- IASB(International Accounting Standards Board), “Board Decisions on International Financial Reporting Standards,” *IASB Update*, IASB, October 2005.
- , Discussion Paper, “Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments,” IASB, 2008.
- , “Financial Instruments: Recognition and Measurement, Measurement Methods: Amortised Cost,” IASB Meeting, Staff Paper (Agenda Reference 14), IASB, April 2009a.
- , “Financial Instruments – Recognition and Measurement, Amortised Cost – An Expected Cash Flow Approach,” IASB Meeting, Staff Paper (Agenda Reference 5A), IASB, May 2009b.
- , Exposure Draft, “Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment,” IASB, 2009c. (国際会計基準審議会「金融商品：償却原価及び減損」、国際会計基準審議会、2009年)
- Khan, U., “Does Fair Value Accounting Contribute to Systemic Risk in the Banking Industry?,” Working Paper, 2009.
- Laux, C., and C. Leuz, “The Crisis of Fair-Value Accounting: Making Sense of the Recent Debate,” *Accounting, Organization and Society*, Vol. 34, Issues 6-7, 2009a, pp. 826-834.
- , and ———, “Did Fair-Value Accounting Contribute to the Financial Crisis?,” Working Paper, 2009b.
- Magnan, M. L., “Fair Value Accounting and the Financial Crisis: Messenger or Contributor?,” Working Paper, 2009.
- Plantin, G., H. Sapra, and H. S. Shin, “Marking-to-Market: Panacea or Pandora’s Box?,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 2, 2008a, pp.

435-460.

————, ———, and ———, “Fair Value Accounting and Financial Stability,” *Financial Stability Review*, No. 12, Banque de France, 2008b, pp. 85-94.

Ryan, S. G., *Fair Value Accounting: Understanding the Issues Raised by the Credit Crunch*, Council of Institutional Investors, 2008a.

————, “Accounting in and for the Subprime Crisis,” *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 6, 2008b, pp. 1605-1638.

SEC(Securities and Exchange Commission), Office of the Chief Accountant, “Division of Corporate Finance, Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting,” SEC, 2008.

Véron, N., “Fair Value Accounting is the Wrong Scapegoat for this Crisis,” *Accounting in Europe*, Vol. 5, No. 2, 2008, pp. 63-69.

Wallison, P. J., “Fair Value Accounting: A Critique,” *Financial Services Outlook*, American Enterprise Institute for Public Policy Research, July 2008.